4月からの——保育料が決まりました

五十七年度の保育料が別表のとおり改正されました。前年度に比べ、三歳児未満児で五・五%、三歳以上児で六・九%のアップ率となっています。

保育料は、給食費、子どもの遊具、色紙などの購入や保育所の修理などの費用にあてています。

保護者のみなさんのご理解、ご協力をお願いします。

57年度保育料徴収基準表

階層	定義	円 3才未満児	円 3才以上児	摘要
A	生保による被保護世帯	0	0	
B	上記以外の前年度非課税世帯	0	0	
C_1	前年度市民税均等割世帯	6,500	5,800	
C_2	市民税所得割5,000円未満	7,400	7,000	
C_3	〃 5,000円以上	8,900	8,200	
D_1	所得税3,000円未満	10,600	9,500	
D_2	〃 円以上 円未満 3,000～15,000	11,600	11,200	
D_3	〃 〃 〃 15,000～30,000	14,000	13,100	
D_4	〃 〃 〃 30,000～60,000	16,600	15,000	
D_5	〃 〃 〃 60,000～90,000	20,000	17,100	
D_6	〃 〃 〃 90,000～120,000	22,800	18,700	
D_7	〃 〃 〃 120,000～15,0000	25,600	20,400	
D_8	〃 〃 〃 150,000～180,000	27,300	21,700	
D_9	〃 〃 〃 180,000～210,000	28,600	22,400	
D_{10}	〃 〃 〃 210,000～240,000	29,600	23,200	
D_{11}	〃 〃 〃 240,000～270,000	30,200	23,700	
D_{12}	〃 270,000円以上	31,300	24,300	

加算

	前年度固定資産税	
C_1で	4,000円上	C_2に
C_2で	6,000〃	C_3に
C_3で	8,000〃	D_1に
D_1で	10,000〃	D_2に

減額

C階層第1子全額
他は半額

D階層未子全額
他は半額

10円未満の端数が生じた場合は切捨てる

銃砲刀剣類は登録を！

美術品もしくは骨とう品として価値のある〃火なわ式銃砲〃または美術品として価値のある〃刀剣類〃は登録しなければなりません。（銃砲刀剣類所持等取締法第十四条の規定）

五十七年度の登録審査は、次の日程で行われますので、該当者はご注意ください。

◪**日時**・毎月第一火曜日、午後一時半から四時まで。（ただし、五十八年一月に限り一月五日（水）のみ）

◪**会場**・県庁西庁舎会議室。都合により変更する場合もあるので、県教育委員会文化振興課へ問い合わせること。（ただし、四月六日（火）の会場は、従来通り木造第三会議室で行う）

◪**審査を受ける時の携行品**

①審査を受けようとする銃砲刀剣類

②警察署で交付を受けた発見届済証

③発見届を出した者の印鑑

④一件につき四千五百円の登録手数料

※くわしいことのおたずねは、県教育委員会文化振興課へどうぞ。

春の全国交通安全運動

4月6日～15日まで

交通ルールを守って、安全運転を心掛けましょう。

〔南国警察署〕

4月は『河川美化月間』です

美しい川、緑の堤防はみんなの憩いの場です。
一人一人の心がけでチリやゴミをなくしましょう。

［建設省高知工事事務所 物部川出張所］

国民年金

保険料の納め忘れはありませんか

昭和五十六年度の国民年金保険料に納め忘れはありませんか。今月は保険料の最終納期です。まだ納めていない方は早めに納めましょう。

保険料を納期限までに納めていませんと、不慮の事故で障害者や母子世帯になった時、障害年金、母子年金をもらえなかったり、また未納期間が長くなると、老齢年金さえもらうことができなくなります。このような事にならないよう昨年四月から今年三月までの保険料は必ず今月中に納めましょう。

なお、過去の保険料で納め忘れがありましたら、二年前の分までさかのぼって納付することができます。（五十四年度の保険料は四月三十日限り）

あなたの保険料に納め忘れがないか、お手元の領収書などをお確めください。ご自分で未納期間や納付する金額がわからない時は、市民課年金係（☎③2111内線137）までお問い合せください。

●五十七年度分を前納する方へ

一年分を四月中に前納する場合は定額で、一五一〇円の割引きになり六一一三〇円。付加年金加入の場合は、一六三〇円の割引きで六五八一〇円です。

前納の納付書をお届けした方は必ず四月三十日までに納入してください。毎月の納付書をお届けした方でも前納される方は、四月二十日ごろまでに、年金係に連絡してください。

●分割で口座振替されている方へ

今までの三ヵ月毎振替が、四月から二ヵ月毎に変更になります。

口座振替する月までに納付額（定額年金＝一〇四四〇円、付加年金加入者＝一一二四〇円）の預金残額に注意をお願いします。

【市民課年金係】

計量器の定期検査

昭和五十七年度の『計量器定期検査』を、四月十九日から六日間次の場所で行います。

該当者は最寄りの場所で必ず検査を受けてください。

【産業経済課】

月/日	検査場所	受付時間
4/19	後免町公民館	10:00～3:00
20	三和農協浜改田支所	10:00～11:30
	日章地区公民館	1:00～3:00
21	市役所十市支所	10:00～11:30
	稲生地区公民館	1:30～3:00
22	長岡農協	10:00～11:30
	岡豊公民館館町	1:30～3:00
23	市農協久礼田園芸部	10:00～11:30
	〃 奈路出張所	1:00～1:30
	〃 上倉支所	2:30～3:30
24	〃 大篠支所	9:30～11:30

守ろう健康 受けよう検診

市民の皆さん、レントゲン検診を受けていますか。結核予防法により、毎年一回検診を受けなければなりません。結核は少なくなったとはいえ、今なお伝染病として最大の患者数をかかえています。

南国市では、四月より各地区を巡回し、レントゲン検診を実施しますので、必ず受診してください。検診日が近づきましたら、部落の衛生委員さんを通じ、各個人に受診票をお配りします。なお、学生の方や、勤め先などで受診される方は、その旨受診票に記入して提出して下さい。

また、レントゲン検診と同時に老成人検診を行っています。脳卒中、がん、心臓病など成人病による死亡は、人口構造の老齢化に伴い、ますます増加の傾向にあります。

自分は大丈夫だと過信しないで、健康を確かめる意味でも検診を受けましょう。

【環境保健課保健係】

許可申請の手続はお早めに

毎月20日まで

農地法に基づく許可申請などの受付締切日は、毎月二十五日までとなっていましたが、事務処理の関係で昭和五十七年四月分から毎月二十日になりましたので、お早めに手続をしてください。

◪**許可申請等の内容**

○農地法三条　所有権移転
○〃　四条　転用
○〃　五条　転用のための所有権移転
○〃　二十条　合意解約
○農地に関する紛争調停
○農地移動適正化あっせん

◪**締切日**・毎月二十日

【農業委員会事務局】

定時制の生徒募集

東工業機械化

創造性豊かな機械技術者の育成をめざしている、県立高知東工業高校では、定時制（機械科）の生徒を募集しています。

○授業時間は午後五時半から九時頃まで。修業年限は四ヵ年で、卒業資格は全日制と全く同じです。
○授業料・諸経費は月額千五百円で、給食・教科書代は無償です。
○所得税控除等があり、奨学制度もあります。
○募集期間＝四月一日から四月二十四日までです。

くわしいことのおたずねは……

☎③2188　東工業高校へ。